

障がいや疾病により修学上困っていることはありませんか？

個人の秘密は守られます。大学生活上での困り事を相談してみませんか？

合理的配慮とは

修学場面における「合理的配慮」とは、本人のニーズに基づき、教育の本質を変えず、大学に過度な負担がない範囲で、障がい等のある学生が他の学生と同じように学ぶことができる機会を確保するために行う変更や調整のことです。合理的配慮の内容は、十分な対話を通して決めます。
※単位取得を保障するものではありません。

対象となる学生

- 身体障害
- 知的障害
- 発達障害
- 精神障害
- その他の心身の機能の障害がある者

※慢性疾患、難病その他の機能障害等も含む
※障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、合理的配慮を希望する学生
※授業における配慮のため、授業に出席することが前提

よくある相談例

- ! Q. 合理的配慮の申請は、いつでもできますか？
- A. 学期の途中でもできます。困った時にすぐに相談しましょう。

手続きの流れ

1. 保健室へ相談に行き、手続き方法についての説明を受け、申請書をもらう。
↓
2. 申請書に根拠資料を添付して保健室へ提出。
※根拠資料とは、医師の診断書、公的な機関の検査結果、障害者手帳コピー等
※申請書は、本人がすべてボールペンで記入する。（直筆が原則）
↓
3. 申請書を元に教員2名と面談を行い、必要な配慮内容について相談を行う。
↓
4. 大学で協議後、合意締結を行う。

お知らせ

合理的配慮に必要な書類(根拠資料)は、保健室に相談に来られた際にお伝えします。

☎ ※入学前の方はお電話でお伝えします。

最後に

合理的配慮は特別なことではなく、学びを支える仕組みです。困り事は、一人で抱えずに保健室までご相談ください。大学ホームページにも合理的配慮に関する内容が掲載されています。

